

# 会議結果報告書

- 1 定例会
- 2 開会日時 令和6年6月26日(水) 午後1時51分
- 3 閉会日時 令和6年6月26日(水) 午後2時31分
- 4 出席者 教育長  
教育委員 3人 計4人
- 5 議決等の状況

原案可決	3件	承認	1件
一部修正可決	0件	同意	0件
継続審議	0件	その他	1件
- 6 議事録 別添のとおり

# 教育委員会定例会議事録

1 会議年月日 令和6年6月26日(水)

2 招集の場所 くすのきプラザ 2F 研修室

3 出席者

教育長 新田 憲章  
委員 神原 謙治  
委員 松本 真奈美  
委員 玉井 節夫

計 4人

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 教育長報告

【会議等】

- ・5月30日(木) 広島県市町教育委員会連合会定期総会
- ・5月31日(金) 広島県町教育長会定期総会
- ・6月10日(月) 総務文教委員会
- ・6月21日(金)～25日(火) 令和6年第3回府中町議会定例会

【学校教育関係】

- ・5月23日(木) 教育長ミーティング
- ・5月25日(土) 小学校運動会
- ・5月31日(金) 中学校運動会

【社会教育関係】

- ・5月28日(火) 社会教育委員の会議
- ・6月12日(水) 文化財保護審議会

日程第3 報告第2号 代理行為の承認について「付議事件に関する意見聴取について」

日程第4 第6号議案 合同訓令の制定について

日程第5 第7号議案 合同訓令の一部改正について

日程第6 第8号議案 府中町副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部改正について

日程第7 いじめ重大事態の報告について

5 職務のため会議に出席した者

教育部長	増田 康洋	教育総務課長	宍田 貴
学校教育課長	藤永 政己	社会教育課長	竹林 邦彦
社会教育課主幹	小路 和司	教育総務課課長補佐兼総務係長	升井 祐佳

## 6 議事の内容

(開会 午後1時51分)

### 教育長

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、ただいまから、定例、教育委員会会議を開催します。本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりでございますが、よろしいですか。

(異議なし)

### 教育長

ご異議ないようでございますので、そのようにいたします。それでは日程第1、議事録署名委員の指名を行います。府中町教育委員会会議規則第18条第3項の規定により、私と玉井委員を指名することとしますが、よろしいですか。

(異議なし)

### 教育長

では次に参ります。日程第2、教育長報告を議題といたします。教育長報告9件です。先ず、会議等4件です。

1件目は、5月30日木曜日に広島市内で開催されました「広島県市町教育委員会連合会定期総会」についてです。総会議事後、県教育委員会と、「部活動地域移行」、「不登校等児童生徒への支援充実」等について協議を行いました。

2件目は、5月31日金曜日に広島市内で開催されました「広島県町教育長会定期総会」についてです。総会議事後、県教育委員会と、「県費負担教職員の人事異動の状況と課題」、「教職員の不祥事の実態と防止策」等、7項目について協議を行いました。

3件目は、6月10日月曜日に開催されました「総務文教委員会」についてです。教育長報告として、小中学校の運動会をご参観いただいたことに対し、お礼を述べました。

また、付議案件として、昨年度末に策定しました「史跡下岡田官衙遺跡保存活用計画」について、4月の教育委員会会議においてご説明した内容と同等の内容により、説明を行いました。委員からは、今後の事業計画の予定等について質問がありました。

4件目は、6月21日金曜日から25日火曜日の日程で開催されました「令和6年第3回府中町議会定例会」についてです。教育委員会関係の議案については、日程第3で説明しますので、ここでは、教育委員会関係の一般質問について、教育部長から報告します。

### 教育部長

教育部長です。本日、6月定例で議員から提出のありました、一般質問通告の写しをお配りしておりますので、それをご覧いただければと思います。一般質問は4件ありました。

1件目、狩野議員から、「歴史的資料の管理について」として、一般質問がありました。府中小学校に保管している歴史民俗資料館収蔵品の状況はどうなっているのか、町の歴史に関する文献類の閲覧は行っているのか、歴史公文書の保管に関するルールはあるのか、という内容です。府中小学校の保管方法としては、特段の保存設備はないものの、太陽光による劣化を防ぐため、遮光カーテンを設置していること、歴史文献の閲覧については、当時の個人の生活や経済の状況が記載されているなど、個人情報保護の観

点から早期に閲覧することは困難であること、町では歴史公文書の定義がないため、調査・研究を進めたいこと、をそれぞれ答弁しました。議員からは、特に文献類は、温度・湿度が管理できる施設での保存が望ましい、歴史文献は、個人情報の課題をクリアした後、電子化をしてほしい、などの要望がありました。

2件目、西山議員から、「児童生徒の問題行動への対応は」として、一般質問がありました。問題行動のうち、特に暴力行為の実態に関して聞きたい、とする内容でした。令和4年度の全国調査におきまして、町の小・中学校は44件という結果であったことを説明しました。また、全国、広島県ともに、前年度対比で増加している状況ですが、町でも前年度の12件から32件、割合にして3.6倍増加している旨、併せて説明しました。町の暴力行為が増加した要因として、コロナ禍が明け、学校行事などの様々な活動が再開されたことにより、児童生徒同士の接触機会が増加したことや、教職員が丁寧に児童生徒に関わることにより、軽微な行為について計上したことなどが考えられること、更には、対応策として、感情をコントロールする力や、対人関係スキル等の向上を図るための教職員研修を一層充実することについて、答弁しました。議員からは、児童生徒に対し、きめ細かな対応をお願いしたい、などの要望がありました。

3件目、宮本議員から、「認定こども園つばめホール（大アリーナ）の空調環境について」として、一般質問がありました。夏季に大アリーナを利用するにあたり、非常に暑い、という内容です。くすのきプラザは2系統ある空調のうち、1系統を昨年度修繕しましたが、それでも大アリーナは、28度程度まで室内温度が上昇し、暑いという状況であり、経年劣化で能力が不足しているもう1系統の修繕も早期に行いたい旨、答弁しました。議員からは、なるべく早く修繕を行うこと、また、たちまちの利用に際し、空調が不備であることを利用者に周知するとともに、水分補給を促すなど、丁寧な対応をしてほしい、などの要望がありました。

4件目、三宅議員から、「WACTORYパーク揚倉山の利用状況について」として、一般質問がありました。主として、WACTORYパーク揚倉山上段・下段多目的広場の利用促進はどうなっているのか、という内容でした。上段については、利用率が高いものの、手薄となっている平日午前の利用に関し、保育園、幼稚園等の利用、また、「ごさそうスポーツクラブ」におけるグラウンドゴルフの事業化ができないか、調査・研究を行うこと、下段については、どのような活用方法が利用率や魅力発信の向上につながるか、調査・研究を行うための経費を、都市公園担当部署において、今年度当初予算に計上していること、をそれぞれ答弁しました。議員からは、上段について、人工芝の将来的な張り替えを見据えた適切な維持管理をしてほしい、また、下段について、住民の声を反映した、サッカーありきではない利活用を検討してほしい、などの要望がありました。以上です。

## 教育長

続いて、学校教育関係3件です。

1件目は、5月23日木曜日に開催されました「教育長ミーティング」についてです。詳細については学校教育課長が報告します。

## 学校教育課長

学校教育課長です。府中中央小学校で実施された教育長ミーティングについて報告します。

県教委からは、参与、生涯学習課長、西部教育事務所長、義務教育指導課職員が来庁されました。本町からは教職員の働き方改革を説明のうえ、協議を行いました。協議後、篠田県教育長が参加され、府中中央小学校の授業を参観されるとともに、コミュニティスクールの活動について、コミュニティスクール事務局から説明を行いました。報告は以上です。

## 教育長

2件目は、5月25日土曜日に開催されました「小学校運動会」について、3件目は、5月31日金曜日に開催されました「中学校運動会」についてです。委員の皆様には、お忙しい中、また、中学校では雨模様の中、ご参観いただき、誠にありがとうございました。児童生徒は皆、元気いっぱい競技・演技に臨んでおりました。後ほど、委員の皆様にもご感想等を伺いたいと思います。

## 教育長

続いて、社会教育関係2件です。

1件目は、5月28日火曜日に開催されました「社会教育委員の会議」についてです。詳細については社会教育課長が報告します。

## 社会教育課長

社会教育課長です。社会教育委員の会議について説明します。

会議では、(1)令和5年度の取組と今後の方向性について、(2)令和6年度社会教育関係事業費及び社会教育関係補助金について、(3)議長・副議長の選任についての3点について、審議を行いました。

まず、令和5年度の取組と今後の方向性についてです。令和5年度の公民館活動や図書館活動、芸術・文化活動、スポーツ振興に関し、実績値を用いてご説明を行うとともに、取組後の課題について、今後の方向性をご説明しました。

次に、令和6年度社会教育関係事業費及び社会教育関係補助金についてです。令和6年度の社会教育関係の事業内容と予算額、また、社会教育関係団体への補助金の目的と予算額についてご説明しました。

なお、社会教育関係団体への補助金交付につきましては、社会教育委員の会議の意見を聴くことが法令化されていますが、本会議において了承をいただきましたので、6月12日に各団体へ補助金を交付しています。

最後に、議長・副議長の選任についてです。引き続き、議長に米田委員が、副議長には、田中委員が選任されました。

また、社会教育法第17条第2項に、「社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べるができる。」という規定がありますが、米田議長にそのご意向がおありですので、今後、機会を設けたいと考えております。説明は以上です。

## 教育長

2件目は、6月12日水曜日に開催されました「文化財保護審議会」についてです。詳細については社会教育課主幹が報告します。

## 社会教育課主幹

社会教育課主幹です。文化財保護審議会について説明します。

審議会では、(1)令和5年度文化財関連事業について、(2)令和6年度文化財関連事業について、(3)史跡下岡田官衙遺跡保存活用計画についての3つの議題について報告及び審議をいただきました。

まず、令和5年度文化財関連事業についてです。令和5年度に行った調査や普及啓発活動、歴史民俗資料館の企画展などについてご説明しました。

次に、令和6年度文化財関連事業についてです。令和6年度に予定している講座や、歴史民俗資料館の企画展、下岡田関連の用地買収などについて、ご説明しました。

最後に、史跡下岡田官衙遺跡保存活用計画についてです。昨年度末に策定しました史跡下岡田官衙遺跡保存活用計画に関し、教育委員会会議、総務文教委員会と同等の内容によりご説明しました。

各委員からは、様々なご意見がありました。文化財に関連した調査結果について、企画展や展示を通して、町民へ還元してほしい、また、下岡田官衙遺跡について、何とか

遺跡の景観を損ねないで、遺構の保護を行うことができないだろうか、などのご意見をいただきました。説明は以上です。

#### 教育長

報告は以上です。「会議等」について、何かご質問等ございますか。

(なし)

#### 教育長

「学校教育関係」について、何かご質問等ございますか。

(なし)

#### 教育長

運動会の感想等がございましたらお願いします。

#### 玉井委員

中央小学校を初めから最後まで見させてもらったんですけど、子どもたちが一生懸命やってるなというのをすごく感じました。開会式がすんでプログラム1番がラジオ体操なんですけど、朝礼台の上に立って一人の子がラジオ体操をすることが多いんですけど、中央小学校は体育委員という係の子がいて、ずらっと前に出てやるんです。その子たちがきれいに体操をするので、すごく練習しているんだろうなと思いました。それを見るから、低学年の子たちも一生懸命体操をしていましたし、その後全体応援をするんです。これがまた迫力があって、応援係の子が一生懸命やって、1年生の開会式の時は眠たそうにしている子たちが、必死になって応援するんです。それがまたかわいくて。1年生から5年生の子たちも大きな声で応援をして、自分たちの運動会だとなとすごく盛り上げようとして、面白かったです。

#### 松本委員

私は全部の小学校と中学校に行かせていただいたんですけど、短時間ではあるんですけど、どの学校の運動会の取組みも楽しい、また笑顔がいっぱいというのをすごく感じました。子どもたちは本当に楽しそうなんですけど、その楽しそうに頑張っている姿の子どもたちを見る先生方の顔も生き生きとされていて、一緒に取り組まれている姿に感動しました。1番感動したのが、中学校の体育祭が雨の中での体育祭になったんですけど、そこで緑ヶ丘中学校のPTAの保護者の方が、雨の水たまりをスポンジで吸い取って、体育祭ができるように、子どももそうなんですけど、保護者も泥んこになって、体育祭を成功させようという意気込みを感じた時に、すごい感動しました。地域の人たちからも「すごいね。」という声を聞いて、見ごたえがある、府中中もそうなんですけど、泥まみれになりながら子どもたちが一生懸命していたんですけど、そういう中での見ごたえのある体育祭であったんじゃないかなと思います。

#### 神原委員

私も小学校5校回らせていただいたんですけど、子どもたちの元気よさは玉井先生がおっしゃるように、元気よく、楽しい、この日を待っていたんだなというのを感じました。私が注目したのは、PTAの方々いわゆる地域の方々、コミュニティスクールの方々が、私どもが車で移動して入る度に、すごく協力的に案内していただいたり、すごく地域と連携しているというのを直に感じる事ができたと感じました。行った学校で先生とお話をするんですけど、先生も日頃の授業と違ってすごく楽しそうに、子どもたちと笑顔でにこやかに一生懸命応援しながら楽しんでいる姿を見て、普段と違う面を見られて私も朗らかな気持ちになりました。新任の先生もしっかりと子ども

たちとコミュニケーションをとられて、子どもたち以上に新任の先生が楽しんでいる姿も見られて非常に感動した運動会でした。

#### 玉井委員

コロナ禍が明けて、保護者の人が全員見る学校が多いんですけど、中央小学校は運動場が狭いので、低中高に分かれてやるんです。低が始まったら低の保護者の人が来て、中がありますから、低の人が帰って中の人が出てくる、すごくPTAの方が上手に運営されているので、トラブルなく低中高全て動いていくんですけど、先ほど言いました応援とか体操とかの時は保護者の人がいないんです。あれだけ一生懸命やっている姿を保護者の人が見たら楽しいだろうなと思いました。観覧席とかあったら、でも難しいだろうなと考えました。

#### 教育長

「社会教育関係」について、何かご質問等ございますか。

(な し)

#### 教育長

それでは、委員の皆さんから何かありましたらお願いします。

(な し)

#### 教育長

ないようでございます。では次に参ります。日程第3、報告第2号「代理行為の承認について「付議事件に関する意見聴取について」」を議題といたします。説明をお願いします。

#### 教育部長

教育部長です。報告第2号、令和6年6月26日、「代理行為の承認について」、付議事件に関する意見聴取について、教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により次のとおり代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求めます。

詳細な説明は、教育総務課長が行います。

#### 教育総務課長

教育総務課長です。報告第2号について、説明します。

別紙をご覧ください。

令和6年第3回府中町議会定例会に提出予定議案のうち、教育委員会関係分について、令和6年6月11日付けで府中町長から意見聴取の協議がありましたが、教育委員会会議を開催するいとまがなかったため、「教育長に対する事務委任規則」第3条第1項の規定により同意する旨代理し、令和6年6月12日付けで回答しましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めます。

それでは、議案の内容について、資料の順にご説明します。

まず、付議事件1、第30号議案「令和6年度府中町一般会計補正予算（第2号）」です。教育委員会関係分ですが、議案資料の8ページをお開きください。歳出です。上段、款)教育費、項)小学校費、目)学校管理費、「小学校施設改修等事業」は、「311万1千円」の増額補正、続いて、下段、項)中学校費、目)学校管理費、「中学校施設改修等事業」は、「311万1千円」の増額補正です。小学校は「府中東小学校」、中学校は「府中緑ヶ丘中学校」において、ともに、消防設備点検により、改修が必要とされた消防設備について、改修工事の実施に向けた調査・設計を行うため、それぞれ「消防設備改修工事設計業務委託料」を増額補正するものです。

続いて、次のページをご覧ください、付議事件2、第33号議案「工事請負契約の締結について（府中緑ヶ丘中学校校舎屋根外壁改修工事）」です。これは、「府中緑ヶ丘中学校校舎屋根外壁改修工事」に係る工事請負契約の締結について、「議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定により議会の議決を求めるものです。契約の内容は議案資料のとおりで、契約金額は1億6,167万8千円、工期は議決日の翌日から令和7年3月31日までとなっております。資料の最後のページ、A3の資料をご覧ください。工事の概要ですが、資料の右上、「配置図」に対象建物を網掛けしておりますが、昭和55年に建築されたすべての校舎、管理教室棟及び特別教室棟の屋根と外壁について、屋根はシート防水、外壁は防水性もある吹付材で全面的な改修を行うものです。

議会は昨日閉会したところです。付議事件1では消防設備点検の指摘内容などについて、付議事件2では入札辞退の理由などについて質問がありました。なお、6月21日、いずれの議案も原案どおり可決されました。説明は以上です。

#### 教育長

何かご質問等ございますか。

(なし)

#### 教育長

ないようでございます。よって日程第3、報告第2号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

#### 教育長

ご異議ないようでございますので、そのように決めます。

#### 教育長

では次に参ります。日程第4、第6号議案「合同訓令の制定について」を議題といたします。説明をお願いします。

#### 教育部長

教育部長です。第6号議案、令和6年6月26日、「合同訓令の制定について」、府中町会計年度任用職員人事評価実施規程を次のように定めることについて、教育委員会の審議に付する。

詳細な説明は、教育総務課長が行います。

#### 教育総務課長

教育総務課長です。第6号議案について、ご説明します。

1枚めくっていただいて、町長からの協議文の写しを添付しています。

本件は、町の各機関の会計年度任用職員の人事評価を統一した基準で実施するため、町、議会、選挙管理委員会、監査、消防、教育委員会で1本の合同訓令として定めることについて、令和6年5月30日付けで町長から協議があったものです。

制定する訓令は、「府中町会計年度任用職員人事評価実施規程」で、制定理由は、会計年度任用職員の人事評価の実施に関し必要な事項を定めるため、制定するものです。1枚めくっていただき、規程(案)を掲載しておりますので、具体にはお読みいただければと思います。本規程は新たに制定するものではありませんが、実のところ、従前から実施している内容となります。令和2年度の会計年度任用職員制度の開始以降、地方公務員法に基づき、月額の会計年度任用職員を対象に人事評価を行っているところですが、現在は常勤職員の規程に準じて実施しています。しかし、今年度から会計年度任用職員

も人事評価の結果を用いて勤勉手当を支給することとなりましたので、これを契機として規程を整理すべく、会計年度任用職員のみを対象とした新たな規程案について、今般町により制定することにつき協議があったものです。なお、施行期日ですが、同意の後、町長が定める日となります。説明は以上です。よろしくお願ひします。

教育長

何かご質問等ございますか。

(な し)

教育長

ないようでございます。よって日程第4、第6号議案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、そのように決し、同意する旨町長に回答いたします。

教育長

では次に参ります。日程第5、第7号議案「合同訓令の一部改正について」を議題といたします。説明をお願いします。

教育部長

教育部長です。第7号議案、令和6年6月26日、「合同訓令の一部改正について」、府中町職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令を次のように定めることについて、教育委員会の審議に付する。

詳細な説明は、教育総務課長が行います。

教育総務課長

教育総務課長です。第7号議案について、ご説明します。

1枚めくっていただいて、町長からの協議文の写しを添付しています。本件は、平成28年に合同訓令として定めた訓令の一部改正について、令和6年6月19日付けで町長から協議があったものです。一部改正する訓令は、「府中町職員人事評価実施規程」で、改正理由は、先ほど第6号議案でご説明した、会計年度任用職員の人事評価規程を新たに制定することに伴い、関係する規定の整備を行うものです。新旧対照表を掲載しておりますので、具体にはお読みいただければと思いますが、主として字句の整理等を行うもので、現在の常勤職員の評価方法等に変更はありません。施行期日の取り扱いも第6号議案と同様です。説明は以上です。よろしくお願ひします。

教育長

何かご質問等ございますか。

(な し)

教育長

ないようでございます。よって日程第5、第7号議案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、そのように決し、同意する旨町長に回答いたします。

教育長

では次に参ります。日程第6、第8号議案「府中町副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部改正について」を議題といたします。説明をお願いします。

教育部長

教育部長です。第8号議案、令和6年6月26日、「府中町副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部改正について」、府中町副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部を改正する訓令を次のように定めることについて、教育委員会の審議に付する。

詳細な説明は、学校教育課長が行います。

学校教育課長

学校教育課長です。第8号議案についてご説明します

改正の趣旨は、国の子ども・子育て支援交付金交付要綱の一部改正に伴い、「府中町副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱」を一部改正するものです。新旧対照表をご覧ください。国の補助基準額が改正されたことに伴い、第5条第2項の給付限度額について、国と同様4,700円を4,800円に改正するものです。なお、本改正は、議決日から施行するとともに、令和6年4月1日から適用します。説明は以上です。

教育長

何かご質問等ございますか。

(なし)

教育長

ないようでございます。よって日程第6、第8号議案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、そのように決します。

教育長

では次に参ります。日程第7、「いじめ重大事態の報告について」を議題といたしますが、その前にお諮りします。日程第7については、関係児童のプライバシーを保護するため、非公開が適当と考えます。非公開とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、日程第7については非公開とします。関係者以外の退席を求めます。

(関係者以外退席)

(非公開)

(退席者着席)

教育長

以上で、本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、これをもって本日の会議を閉会いたします。

(閉会 午後 2 時 3 1 分)